

各学校養成所指定規則等による履修免除規定等一覧

保健師助産師看護師学校養成所指定規則

別表三

備考二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。
イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学

ロ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

ヌ 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

診療放射線技師学校養成所指定規則

別表第一

備考二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

臨床検査技師学校養成所指定規則

別表

備考二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則

別表第一

備考二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは作業療法士養成施設若しくは保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所（以下「看護師等の養成施設」という。）において既に履修した科目については、免除することができる。

別表第二

備考二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは看護師等の養成施設において既に履修した科目については、免除することができる。

視能訓練士学校養成所指定規則

備考二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第二号、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指

定されている学校若しくは作業療法士養成施設、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

臨床工学技士学校養成所指定規則

別表第一

備考二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第十四条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

臨床工学技士法施行規則第十四条

第十四条 法第十四条第三号 の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所は、次のとおりとする。

- 一 前条各号に掲げる学校、文教研修施設又は養成所
- 二 視能訓練士法第十四条第二号 の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- 三 義肢装具士法第十四条第三号 の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- 四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条第一項 に規定する高等学校の専攻科

第十三条 法第十四条第二号 の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所は、次のとおりとする。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている大学、学校又は看護師養成所
- 二 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号 の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- 三 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号 の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- 四 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号 若しくは第二号 の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号 若しくは第二号 の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- 五 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号 の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- 六 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号 又は第二号 の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

義肢装具士学校養成所指定規則

別表第一

備考二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第十三条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

義肢装具士法施行規則

第十三条 法第十四条第二号 の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号 の規定により指定されている保育士を養成する学校その他の施設
- 二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている大学、学校又は看護師養成所

- 三 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- 四 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- 五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号 若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号 若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- 六 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号 又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- 七 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号 から第三号 までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- 八 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条第一項 に規定する高等学校の専攻科

言語聴覚士学校養成所指定規則

別表第一

備考二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第十五条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

言語聴覚士法施行規則第十五条 法第三十三条第三号 の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所は、次のとおりとする。

- 一 前条各号に掲げる学校、文教研修施設又は養成所
- 二 視能訓練士法第十四条第二号 の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- 三 臨床工学技士法第十四条第二号 の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- 四 義肢装具士法第十四条第三号 の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- 五 救急救命士法第三十四条第二号 又は第四号 の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所（救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第十六条 に規定するものを除く。）
- 六 学校教育法第五十八条第一項（同法第八十二条 において準用する場合を含む。）に規定する高等学校の専攻科

第十四条 法第三十三条第二号 の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所は、次のとおりとする。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている大学、学校又は看護師養成所
- 二 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十二条第一号 又は第二号 の規定により指定されている歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所
- 三 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号 の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- 四 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号 の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- 五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号 若しくは第二号 の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号 若しくは第二号 の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- 六 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号 の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- 七 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号 又は第三号 の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- 八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号 又は第二号 の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- 九 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号 の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

救急救命士学校養成所指定規則

別表第一

備考二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第十三条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所、歯科衛生士法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所若しくは言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

歯科衛生士学校養成所指定規則

別表

備考二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは看護師養成所、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号から第三号までの規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号から第三号までの規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号から第三号まで若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十三単位以上（うち基礎分野十単位以上、専門基礎分野二十二単位以上、専門分野三十四単位以上及び選択必修分野七単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 選択必修分野は、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。

歯科技工士学校養成所指定規則

免除規定なし

精神保健福祉士法

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

るものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四～十 （略）

十一 社会福祉士であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

社会福祉士及び介護福祉士法

第四十条 （略）

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四～六 （略）

3 （略）

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則

別表第一、別表第三（社会福祉士関連）

備考 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入所する者については、相談援助実習及び相談援助実習指導の履修を免除することができる。

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則

別表第一

備考一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、合計の項の時間数の欄に定める時間数の二分の一を超えない範囲で、その時間数の全部又は一部を免除することができる。

二 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習は免除するものとする。

別表第三

備考一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、合

計の項の時間数の欄に定める時間数の二分の一を超えない範囲で、その時間数の全部又は一部を免除することができる。

二 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習は免除するものとする。

指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について

5 教育課程、(1) 基本的事項、 指定保育士養成施設は、教育上有益と認めるときは、学生が入所中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入所前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができること。

また、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校）で履修した教科目について修得した単位については、指定保育士養成施設で設定する教養科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。